

平成29年第1回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招集 平成29年1月19日 午後2時00分
2. 開会 平成29年1月19日 午後2時00分
3. 閉会 平成29年1月19日 午後4時13分
4. 会議の種別 定例会（第1回）
5. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室1
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏名	出欠の別	備考
1	吉川昭	出席	
2	山内廣子	出席	
3	川上はる江	出席	
4	和久野慶子	出席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職名	氏名	備考

8. 会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	備考
教育長	小田幸伸	
教育次長	宮本健二	
参与	田村啓介	
学校教育課長	張谷孝文	
学校教育課課長代理	前田眞志	
社会教育課長	赤木和久	
スポーツ振興課長	川上啓二	
文化センター所長	山崎一広	
学校教育課課長補佐	西川優子	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
報告第 1 号	高梁総合文化会館運営委員会委員の委嘱について	承認
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	可決
議案第 2 号	高梁市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	可決
議案第 3 号	高梁市スクールバス条例の一部を改正する条例	可決
議案第 4 号	高梁市小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	可決
議案第 5 号	高梁市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則	可決
議案第 6 号	高梁市立学校再編推進審議会設置要綱	可決
議案第 7 号	高梁市有漢社会教育センター条例を廃止する条例	可決
議案第 8 号	高梁市有漢社会教育センター条例施行規則を廃止する規則	可決
議案第 9 号	高梁市教育委員会処務規程の一部を改正する規程	可決
議案第 10 号	高梁市立図書館運営等研究委員会設置要綱の一部を改正する要綱	可決
議案第 11 号	高梁市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	可決
議案第 12 号	高梁市体育施設条例の一部を改正する条例	可決
議案第 13 号	高梁市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	可決
議案第 14 号	学校給食における食物アレルギー対応マニュアルについて	承認

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第1番 吉川 昭

第2番 山内 廣子

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

第1回教育委員会（定例）会議議事要録

1. 開会

教育長あいさつ

就学前教育の指導部分について、総合教育会議での意見を十分尊重していく。

学校再編推進審議会については、今後人選に入っていく。

新図書館は、2月1日施設の開所式、委員さんの内覧会、2月4日の開館と準備を進めている。

様々な形で委員さん方にもお願いすることになっているので、よろしくお願ひする。

図書カードの登録は、昨日までに2014枚

学力向上、ICT教育の推進については、必要な予算は計上し、要求している。

スポーツ振興施策については、協議内容を参考にしながら進めていきたい。

総合教育会議のその後の経過についての説明をあいさつにかえさせていただく。

2. 前回教育委員会の報告

（西川：平成28年第15回教育委員会（定例）会議録朗読）

教育長：前回の報告への質問、意見等はあるか。

教育長：なれば承認の挙手を願いたい。

（全員挙手）

教育長：前回の会議録は承認する。

3. 教育長の報告

教育長：参加していないものでも重要な事項については、報告の中にあげさせていただいている。

12月議会の高梁市立図書館条例の一部を改正する条例等の可決については、駐車場の料金に関するものである。

県校長試験二次試験結果については、退職者は多く、応募が少ない。90%の合格であった。

県指導課との協議については、新聞等報道にものった岡山県が学力調査を行うことなどである。

天然記念物サル保護管理委員会については、サルが増えすぎなので、数を減らしていくことについてである。

給食試食会は、新メニューの試食である。

県特別支援教育課との協議については、コーディネーターについて、教員を国の特総研に送り、研修を受けてもらい各学校に派遣することについてである。

新図書館利用者カード事前登録については、初日600、2日目1,000超えた。

現時点での登録2014である。

成人祝賀式については、参加者237人荒れることもなく滞りなく執り行われた。

文化財保護審議会については、松山踊りがまだ市指定となっていたなかった。2月に議案として提出させていただく。

教育長：報告に対して質問、意見等はあるか。

4. 議事

報告第1号「高梁総合文化会館運営委員会委員の委嘱について」は、委員のうち役職の異動に伴う委員の変更により、前任者の残任期間を新たな委員に委嘱を行ったことを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長：なければ報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：報告第1号については、承認いたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて 専決第1号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明

(議事内容については、高梁市教育委員会会議規則第18条第4項に基づき非公開)

教育長：承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：専決第1号については、承認いたします。

専決第2号「高梁市市費負担教員の任用等に関する規則の一部を改正する規則」は、市の施策として行っている学級編制弾力化事業により任用している落合小学校の2名の常勤講師の任用等を定める規則で、岡山県教育職員の給与改定に準じた改正を行うことを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長：承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：専決第2号については、承認いたします。

専決第3号「高梁市青少年育成センター補導員の委嘱について」は、高梁市青少年育成センター条例及び高梁市青少年育成センター条例施行規則に基づく高梁市青少年育成センター補導員のうち児童委員の異動に伴う前任者の残任期間を委嘱することを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：専決第3号については、承認いたします。

議案第2号「高梁市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」は、高梁市図書館開館に伴い高梁市立高梁中央図書館印、高梁市立高梁中央図書館長之印を削除することを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育委員：新図書館は、民間委託だからこの規則には入らないのか。

社会教育課長：そのとおりです。

教育委員：削除ではなく、番号が繰り上がらないのか。

社会教育課長：改正手法はいろいろあるが、また定めなければならなくなつた時のために削除
という形にしている。

教育長：他にご意見はございませんか。なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第2号については、可決いたします。

議案第3号「高梁市スクールバス条例の一部を改正する条例」は、備中中学校の統合に伴い運行路線の変更と終点位置を備中中学校から成羽中学校に変更するものであることを事務局より説明

教育長：路線名を分かりやすくしたことと、成羽中へ行くものを増やしたということです。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第3号については、承認いたします。

議案第4号「高梁市小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」は、備中中学校の統合に伴い、通学区域において備中中学校を成羽中学校に変更するものであることを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第4号については、可決いたします。

議案第5号「高梁市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則」は、備中中学校の統合に伴う給食センターの給食対象学校名から備中中学校を削除するものであることを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第5号については、可決いたします。

議案第6号「高梁市立学校再編推進審議会設置要綱」は、高梁市立学校再編推進審議会を設置するためのものであることを事務局より説明

教育長：総合教育会議においてすでに説明させていただいているが、一部「教育の充実に向け」という部分を加えさせていただいている。これは、会において小規模校でよい施策があれば意見を出していただき、それでもだめであれば再編ということで、再編だけではないのでこの一部を加えさせていただきました。

教育長：この議案についてご質問ご意見等ございませんか。

教育委員：審議会の学識経験者は市長が決めるのか。

教育長：学校教育課が提案するが、最終的には市長が決める。

教育委員：これは要望であるが、統合を経験した市外の人をいれて欲しい。

教育長：他にご質問ご意見等ございませんか。なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第6号については、可決いたします。

議案第7号「高梁市有漢社会教育センター条例を廃止する条例」は、旧有漢町の時、高梁高校有漢分校だったものを県から譲り受け、宿泊を伴う研修施設として使用していた。合併後公共施設の見直しによりこの施設は新たに修繕を行わないこととなった。宿泊に耐えられなくなっているため廃止する。地域にもはかったが、致し方ないという意見をいただいた。活用したい関係団体に譲ることを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育委員：使用状況はどうなのか。

社会教育課長：少々です。大きな使用は夏場の高校の合宿やそば打ちの会である。

教育委員：中井のそば打ちの会の会員は増えており、有漢でも活動をしているということを聞いています。

社会教育課長：地域へ建物、土地を譲る。具体的にはそば打ちの会である。地域利用は今までどおりである。

教育委員：利用団体は困ることはないのか。

社会教育課長：公共としての位置付けがなくなるだけで、困ることはないと思う。

教育委員：今後の維持管理は個人で行うのか。

社会教育課長：個人で行うが、地域として協力したいと言われたという話を伺っている。

教育委員：大きな施設だが老朽化しても市は修理しないのか。

社会教育課長：昭和30年代後半から昭和40年代前半に建てられて、築50年以上が経過している。危険部分については除去しているのですぐに危険はない。

教育委員：体育館は壊されているのか。

社会教育課長：残っている。

教育委員：体育館・テニスコートの使用についてはこれから協議していくのか。

社会教育課長：地域の方が当面維持管理していくと伺っている。

教育委員：修繕の依頼が出てくるのか。

社会教育課長：市のものでなくなるので、個人にお願いする。ケースバイケースとなる。今は具体的な方法等は言えない。

教育委員：ここでは公共施設でなくなるということだけか。

社会教育課長：そうです。

教育長：他にご質問ご意見等ございませんか。なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第7号については、可決いたします。

議案第8号「高梁市有漢社会教育センター条例施行規則を廃止する規則」は、高梁市有漢社会教育センター、有漢テニスコートの用途を廃止することに伴い、規則も廃止することを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第8号については、可決いたします。

議案第9号「高梁市教育委員会処務規程の一部を改正する規程」は、高梁市有漢社会教育センターの用途を廃止することに伴い、この規程内の有漢社会教育センターという表記を削除することを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第9号については、可決いたします。

議案第10号「高梁市立図書館運営等研究委員会設置要綱の一部を改正する要綱」は、委員会の設置要綱の中において新図書館の開会に伴い高梁市立中央図書館がなくなるため、庶務を社会教育課において処理するよう変更することを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育委員：今後CCC担当は、委員に入るのか。

社会教育課長：具体的には決めていないが、意見は必要なので、何らかの形で関わりをもちたい。

教育長：他にご質問ご意見等ございませんか。なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第10号については、可決いたします。

議案第11号「高梁市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、第2期高梁市スポーツ推進計画の策定にあたり調査審議をお願いするため、高梁市スポーツ推進審議会委員の委嘱を平成29年2月1日から2年間の任期で行うことを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育委員：今回委嘱する方は、前回策定の時にも委嘱されたか。

スポーツ振興課長：7、8割程度前回と同じ人です。

教育長：役職で委嘱されていて人事で交代となった場合の扱いは。

スポーツ振興課長：後任の方になります。

教育長：また議案として提出されるのか。

スポーツ振興課長：そうです。

教育長：他にご質問ご意見等ございませんか。なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第11号については、可決いたします。

議案第12号「高梁市体育施設条例の一部を改正する条例」は、有漢テニスコートを高梁市有漢社会教育センターとあわせて譲渡するため、有漢テニスコートの用途を廃止するものであることを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第12号については、可決いたします。

議案第13号「高梁市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」は、有漢テニスコートを高梁市有漢社会教育センターとあわせて譲渡するため、有漢テニスコートの用途を廃止することに伴う規則改正であることを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長：議案第13号については、可決いたします。

教育長：ここで議案配付いたします。そのままでしばらくお待ちください。

(議案配付)

議案第14号「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルについて」は、検討委員会14名が話し合いを重ね、この案を作成したことを事務局より説明

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等ございませんか。

教育委員：他のアレルギー疾患のマニュアルがあるか。

学校教育課長：学校保健会のガイドラインがある。

教育委員：配膳の手順などが書かれていません。ダブル、トリプルチェックがないと心配かなと思う。

学校教育課長：各学校で個別のものをつくり、全教員で情報共有できるようにしている。

教育委員：フローチャートを作っていて、エピペンの練習もし、研修に参加し伝えている。

市教委があまり細かいものを定めるとかえって学校現場が動きにくくなる。

教育委員：学校によってきちんとやっているか、ばらつきがないか心配である。学校まかせではだめである。

学校教育課長：説明会も何度も行い、共有を図る。

教育委員：実施基準にある評価とは。

学校教育課長：年度ごとに継続が必要かどうか医師の評価を受けるということ。

教育委員：実施基準の（イ）と（ウ）を統括すればいいのではないか。文部科学省もこのように分けていない。何度も検査受診となると難しいケースがあるから気になる。

教育長：検討委員会で分けてほしいという意見が出た。

教育委員：全教員の方が年一回は研修を受けていると思ってよい。

学校教育課長：時期はあるが受けると思っていただいてよい。

教育委員：学校によって対応が異なるということか。

学校教育課長：基本的には同じ流れになっている。

教育委員：対応がすぐに分かるようになっているか。

学校教育課長：役割担当もいれてあるマニュアルを各校作っている。

教育委員：毎年の見直しや見直しを落とし込む必要はない。

学校教育課長：マニュアル2頁4の個別の対応検討と資料の作成の部分になる。毎年きちんと対応していくことになる。

教育長：各学校でベストな状態で対応を行っているということです。

5. その他

1月29日（日）14時～山田方谷像除幕式

15時40分～17時講演会 下村文科大臣 文化交流館中ホール

社会教育課から1 成人式のお礼…237名出席

バルーンリリース中止

実行委員少なめの8名

2 図書館利用者登録 来週からイズミでも

スタッフ研修中

2月1日の落成式は総合戦略課から案内があると思うのでよろしくお願ひする。

次回委員会は、2月23日（木）9時から

6. 閉会

午後4時13分閉会

高梁市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年2月23日

署名委員 吉川 月絵

署名委員 山内 康子

作成職員 西川 優子